

米沢市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者との手続き等に関する実施要領

平成26年12月1日制定

令和6年9月30日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、米沢市ふるさと応援寄附金事務取扱規則（平成20年米沢市規則第33号）第1条に定める寄附金（以下「ふるさと応援寄附金」という。）による本市への寄附の推進、及び寄附に対する本市の特産品をお礼として送ることによる本市特産品の周知を目的とし、当該特産品送付に協力する事業者との手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地元事業者 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人で次の要件を満たしていること。

ア 市税の滞納がないこと

イ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

(2) 地元特産品 市内もしくは市内を含む近隣地域で製造、加工、採取、栽培等をしている物又は提供しているサービスをいう。

(3) 協力事業者 地元特産品等の提供等をしている地元事業者のうち、この要領の規定に基づき協力事業者として申し込み、市が決定したものをいう。

(4) 寄附者 本市に対し、ふるさと応援寄附金として寄附した者をいう。

(5) 返礼品 協力事業者が取扱を行う地元特産品のうち、寄附者へ贈呈するものを同条第3号の事業者が市に申し込み、市が決定したものをいう。

(事業内容)

第3条 ふるさと応援寄附金に対するお礼として、寄附の金額に応じて返礼品を贈呈する。

（ただし、寄附者が本市在住の場合、返礼品は贈呈できない。）寄附金の金額に対応する返礼品については、次の各号のいずれの要件も満たすものに限る。

(1) 安心安全かつ市外に本市の魅力を伝える商品として相応しいものであること。

(2) 郵送等の発送に耐えうるものであること。

(3) 生産・製造・販売に関する法令等が遵守されていること。

(4) ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品ではないこと。（別紙「地場産品基準」に該当する返礼品であることを含む。）

2 協力事業者は、前項の条件を満たす返礼品を設定し、市に申込むものとする。

3 市への納品金額は、返礼品代とその梱包等に係る費用を合計した金額とし、発送に係る費用等は除くものとする。なお、複数事業者を取りまとめる際の手数料については、市長

が適当と認めた場合、返礼品代の一部として含めることができる。

- 4 市は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、寄附者の送付先を協力事業者に通知する。通知を受けた協力事業者は、速やかに返礼品を寄附者に送付するものとする。なお、返礼品の送付に係る費用は、市の負担とする。
- 5 協力事業者は、返礼品を寄附者に発送する際、市が指定する資料を同封するものとし、返礼品の発送時に限り、事業者が取り扱う商品のパンフレット等を同封することができる。この場合においては、あらかじめ同封するパンフレット等を市に提示するものとする。
- 6 協力事業者は、1箇月ごとに、返礼品の送付実績及び返礼品の送付にかかった費用について取りまとめ、返礼品を発送した月の翌月の10日までに、送付に要した経費の挙証資料を添付のうえ、市に請求するものとする。また、複数月にまたいで返礼品を発送する定期便などの請求については、原則、複数月の発送完了後とするが、1箇月あたりの請求金額の程度や協力事業者への負担を考慮し、市が適当と認めた場合は、1箇月ごとに請求することができる。ただし、特段の事情により、所定の期日までに請求ができない場合はこの限りではない。
- 7 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、支払うものとする。
- 8 委託事業者等から直接返礼品の送付にかかる費用について支払がある場合は、市への請求は行わない。
- 9 協力事業者は、返礼品の発送を行った年度の終了後1年間は、返礼品の送付に係る関係書類を保管するものとする。

（協力事業者及び返礼品の決定等）

第4条 第2条第3号で定める協力事業者の登録について申込みを行う際は、市が別に定める申込書に、次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税納税証明書（営利法人もしくは個人の場合）

(2) 暴力団排除に関する誓約書（米沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除の推進に関する要綱第7条様式第2号の3）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第5号で定める返礼品の登録について申込みを行う際は、次の各号に掲げる書類等を添えて提出しなければならない。

(1) 返礼品の内容がわかる書類等（データ含む）

(2) 第3条第5項で定める同封するパンフレット等

(3) その他市長が必要と認める書類

3 同条第1項及び第2項の規定に関わらず、市長が提出の必要がないと認めた書類等は、その添付を省略することができる。

4 市長は、第2項で定める申込みがあった場合において、当該申込の登録の可否を決定し、決定内容を協力事業者に通知する。

（申込内容の変更）

第5条 協力事業者は、決定通知を受けた後、前条第2項で申し込んだ返礼品の内容に変更があった場合や協力事業者に関する変更事項が発生した場合は、市に申し出るものとする。

（協力事業者の義務及び責務）

第6条 協力事業者は、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 事業の実施において、この要領及び市長の指示に従うこと。
- (2) 返礼品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理に努めること。
- (3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、適正に処理をすること。
- (4) 返礼品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、協力事業者がその責任を負うものとする。
- (5) 協力事業者は、前号の事故等の問題が生じたときは、当該問題の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。
- (6) 市の承諾を得ずに返礼品の変更又は辞退並びに、返礼品に関して発送の遅延、販売中止をしてはならない。
- (7) 協力事業者は、法令等違反またはこの要領に定める事項の不適合が疑われる場合など市が必要と認める場合は、市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じなければならない。
- (8) 市が、前項の調査等により法令等違反またはこの要領に定める事項の要件不適合と判断した場合は、取引を中止することができる。
- (9) 前項に伴い発生した損害で生じた経費は協力事業者の負担とし、契約不履行による違約金及び損害賠償請求に係る事項は、市と協議すること。
- (10) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品の表示に係る関係法令を遵守し、また遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存すること。

（委託の禁止）

第7条 協力事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 協力事業者は、この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第8条 協力事業者は、第3条第4項により市から提供された寄附者の個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」の内容に沿って厳重に取り扱わなければならない。

（決定通知の取消）

第9条 決定通知を受けた協力事業者が本要領を遵守しない場合や市に損害を及ぼす行為があった場合、その他市長が適当と認められないと判断した場合、市は決定通知を取消することができる。

（決定通知の有効期限について）

第10条 決定通知書の有効期限は、申請基準年度（申請対象となる年の8月1日から翌年

7月31日まで)とする。申請基準年度途中で申請があった場合も同様とする。

また、協力事業者から有効期限の3か月前までに書面による変更や取下げの意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(返礼品情報の公開制限について)

第11条 契約決定を受けた協力事業者が、本市並びにふるさと応援寄附金制度の信用を失墜する行為をした場合、市は当該事業者の返礼品情報の公開を制限することができる。

2 返礼品情報の公開を制限する区分並びに期間は、米沢市競争入札参加資格者指名停止規定（平成6年米沢市告示第66号）第2条第1項別表に準ずるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、協力事業者と市とが協議して定めるものとする。

附 則 この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年6月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年12月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年10月23日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年3月3日から適用する。

附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年9月30日から施行する。

地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準 を準用）

地場産品類型	地場産品基準
1号	本市内において生産されたものであること。
2号	本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ（熟成肉）	山形県内において生産された食肉を原材料として、本市内において熟成したもの。
3号イ（精米）	山形県内において生産された玄米を原材料として、本市内において精白したもの。
3号ロ（企画立案）	本市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	本市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7号	本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設であって、山形県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、山形県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の4（電気）	本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	山形県が山形県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	山形県が山形県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（例：〇〇pay商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

協力事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 秘密の保持

協力事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。協力事業者でなくなった後においても、同様とする。

第3 使用者への周知

協力事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4 適正管理

協力事業者は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 目的外の利用及び第三者への提供の禁止

協力事業者は、市の承諾があるときを除き、この事業による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

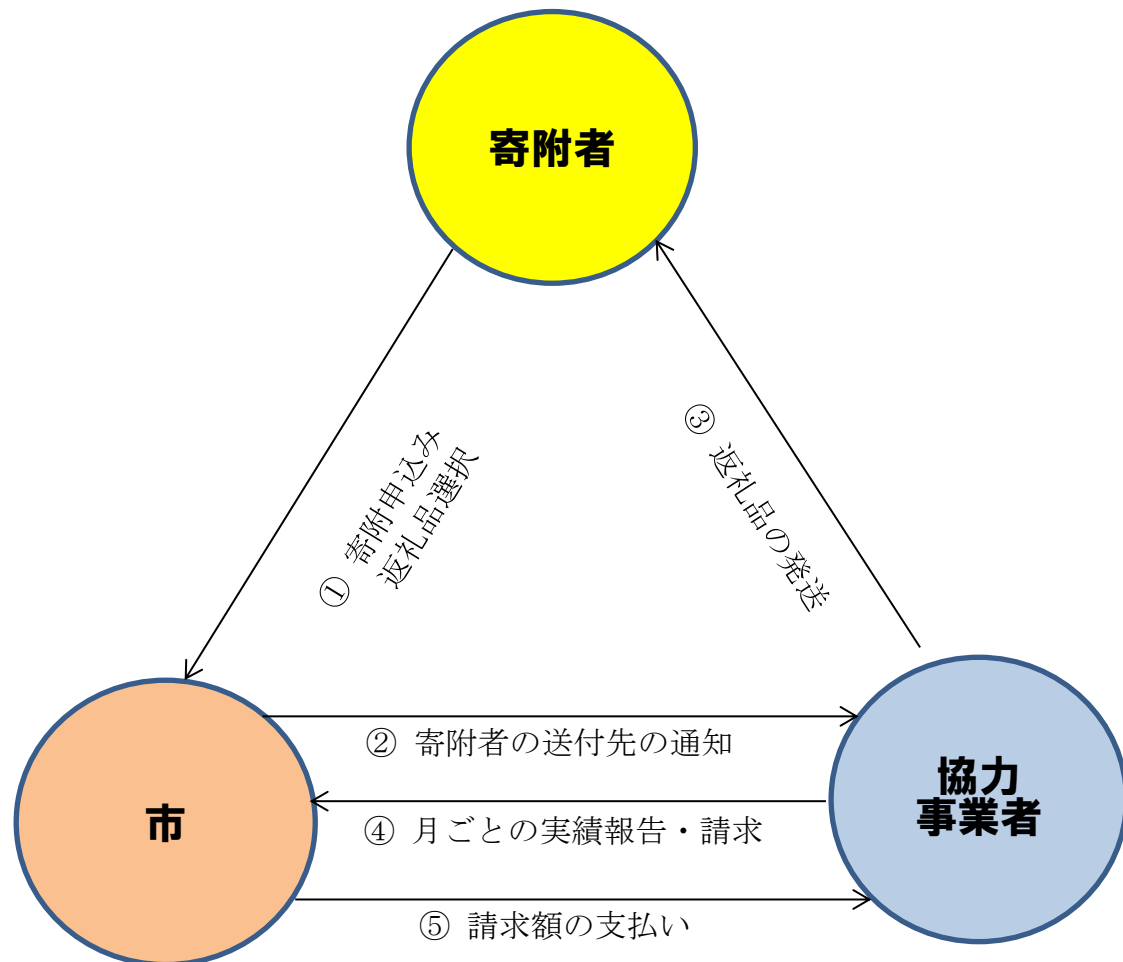
第6 複写等の禁止

協力事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務を処理するために市から通知された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の返還

協力事業者は、この事業による業務を処理するために市から提供された個人情報記録された資料等を、この業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

【返礼品発送の流れ】



米沢市競争入札参加資格者指名停止規定（平成6年米沢市告示第66号）第2条第1項別表
別表(第2条関係)(令5告示21・全改)

指名停止事由	期間
(虚偽記載) (1) 競争入札参加資格審査申請における申請書及び添付書類(市長が必要と認めた書類を含む。)又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事等の契約(以下「調達契約」という。)の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
(過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入) (2) 市と締結した調達契約の履行に当たり、故意又は過失により建設工事、土木設計業務、建築設計業務、工事に係る測量・調査業務、物品納入、製造の請負、役務提供(以下「調達品等」という。)を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。) (3) 市内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、過失により調達品等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(契約違反) (4) 市と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき(第2号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 8 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (5) 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (6) 市内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故) (7) 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内

(8) 市内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内
(市外における公衆損害事故、事業関係者事故) (9) 市外における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が著しく不適切であったため、公衆又は事業関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が特に重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(贈賄) (10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員(以下「役員」という。)又はその使用人(以下「使用人」という。)が、市職員又は市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (11) 役員又は使用人が、市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 24 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内
(独占禁止法違反行為) (12) 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) (13) 市又は市内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内
(競売入札妨害又は談合) (14) 市又は市内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (15) 役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 24 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内
(暴力団の排除) (16) 代表役員等若しくは一般役員等が米沢市暴力団排除条例(平成 24 年米沢市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員若しくは	当該認定をした日から 6 月を経過し、かつ、改善

はその関係者(以下「暴力団関係者等」という。)であるとき、又は暴力団関係者等有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (17) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者等を利用するなどしていると認められるとき。 (18) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (19) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (20) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 (建設業法違反行為) (21) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (22) 東北管内において、建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされ、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。 (不正又は不誠実な行為) (23) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (24) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	されたと認められるまで 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 3 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
---	---